

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター
2023 年第 2 期 IGK 奨学助成金（旅費）募集要項

東京大学大学院総合文化研究科・日独共同大学院プログラム（IGK）登録者を対象として、2023 年 4 月から 12 月に実施される博士論文執筆に関連する現地調査旅費、およびドイツの大学へ留学のための旅費滞在費（最大 3 ヶ月）の助成を実施します。但し、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画、または DAAD が各国に設置する 19 のドイツ・ヨーロッパ研究センターにおける研究滞在に限定します。

なお、奨学助成金を受けた場合には、研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別を含む）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

【注意事項】

応募に際しては以下の要件を遵守すること。必要な手続き等に不備があった場合は、奨学助成金の支給が取り消される場合もある。

- * 総合文化研究科 HP にある海外渡航に関するページ（<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/procedures/goingabroad/index.html>）を確認し、必要な手続きを完了すること。
- * 奨学助成金支給決定後、やむを得ない理由により渡航が不可能になった場合は、速やかにドイツ・ヨーロッパ研究センターに申し出ること。

応募締め切り 2023 年 5 月 11 日（木） 17 時（厳守）

2023 年 4 月
東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長
川喜田 敦子

1. 応募資格

東京大学大学院総合文化研究科・日独共同大学院プログラムに登録している者。

2. 交付額

航空運賃として 1,300 ユーロ

滞在費として 1,200 ユーロ／1 ヶ月（22 日までの滞在は 1 日あたり 54 ユーロ）

＊日本円で指定口座へ入金される（為替レートは東京大学の指定レートとなる）。

3. 助成期間

3 ヶ月（最大）

助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。

4. 応募方法

DESK HP（http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_application.html）から所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付書類を添えて google フォーム（<https://forms.gle/yrVqPZAFdu5sVvzD8>）からアップロードし提出すること。

＊ECCS アカウント（@g.ecc.u-tokyo.ac.jp）にログインした状態で Google フォームにアクセスすること。

＊申請者の ECCS アカウント（@g.ecc.u-tokyo.ac.jp）宛てに受領確認の自動返信が届かない場合は、事故の可能性があるので送信日時を確認のうえ問い合わせること。システムの事故などの可能性もあるので、早めに応募書類を提出すること。審査結果は 6 月初旬にメールで通知される予定である。

【記入上の注意】

研究概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。研究概要は 400 字、研究計画および方法は 1600 字から 2400 字程度（最大 2 ページ）を目安とする。

5. 選考方法

提出書類にもとづいてセンター執行委員会で選考をおこなう。

6. 交付方法

本人名義の銀行口座に振り込まれる（7 月頃の予定）。

＊振り込みは、申請者自身が往復航空券を予約／購入し、その領収書を提出した後となる。

＊領収書提出後振り込みまで 1 ヶ月から最長 2 ヶ月程度の時間を要する場合がある。

7. 報告義務

受給者は、助成金による学習・研究計画の終了後、次の書類をセンター事務室に提出しなければならない。

1) 成果報告書（提出締め切り：助成期間終了後 2 週間以内）

特に様式を定めないが、研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に 4,000 字程度で記すこと。マイクロソフト・ワードファイル（docx）形式を電子メールに添付し提出。後日センターの HP で公開される可能性があることを了承すること。

2) 論稿

- i) 奨学助成金による成果として『ヨーロッパ研究』に論稿を発表することが義務づけられる（投稿論文は通常の審査手続に付される）。なお、他の学術雑誌での掲載をもって代えることが可能であるが、その場合には当該論文をセンターに提出すること。
- ii) その他、奨学助成金による研究調査の成果が活字化された場合は、センターの承認を得た上で i) に代えることができる。

8. 変更届出

交付決定後に研究計画に大幅な変更が生じた場合には、ただちにセンター事務室に届け出なければならない。

9. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務を負わない。ただし、提出書類に虚偽の記載をする等不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、または成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

10. その他

提出されたデータおよび書類はいっさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9 号館 3 階 313 号室

担当：峯沙智也（センター特任助教）

E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp